

鳴門教育大学教育課程連携協議会規程

令和元年7月16日
規程第84号

(趣旨)

第1条 この規程は、教育委員会等との連携により、鳴門教育大学大学院学校教育研究科高度学校教育実践専攻（以下「実践専攻」という。）の教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施することを目的として設置する教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 実践専攻専攻長
- (3) 日本教職大学院協会関係者
- (4) 他大学の教職大学院所属教員
- (5) 徳島県教育委員会及び都道府県等教育委員会関係者
- (6) その他学長が必要と認めた者

2 協議会の委員は、本学の教職員以外の委員が全委員の過半数となるよう構成する。

(任期等)

第3条 前条に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、第2条第1項第1号に規定する副学長のうち1人をもって充て、副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長は、協議会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第5条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成等に関する基本的な事項
- (2) 教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

2 学長は、教育課程の編成及び実施に当たっては、前項の協議会における意見を勘案するものとする。

(報告)

第6条 委員長は、協議会を開催したときは、その結果を速やかに学長へ報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 協議会の事務は、教務部教務課において処理する。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年7月16日から施行する。
- 2 この規程の施行後、第2条第1項の委員の最初の任期は、第3条の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。